

各種手続きの ご案内

 JAいせはら
葬祭センター

平成18年1月現在

◇葬儀に必要な書類

死亡届	死亡を知った日から7日以内に役所に提出します。日・祝日でも受けつけています。
死亡診断書	死亡届を出すために必要です。臨終に立ち会った医師が書きます。 生命保険の受給手続きなどにも必要なもので、3～5枚は用意しておく便利です。 (原則コピー不可)
火葬許可書	死亡届の提出とともに、市役所に申請します。火葬するために必要です。
埋葬許可書	火葬終了後、火葬場が火葬許可書に必要事項を記入したものです。 納骨する時に必要です。再発行できないので、大切に保管します。

◇受給のための手続き

手続き	内容	期限	申請先	備考
国民健康保険	葬祭費	2年以内	市役所	—
社会保険	埋葬料	2年以内	勤務先か所轄の 社会保険事務所	被扶養者が死亡したときは 「家族埋葬料」
高額医療費	—	2年以内	加入保険の 問い合わせ先	自己負担金が1件で1ヶ月 の限度額を超えた場合
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	市役所	条件を満たしていない場合は 「寡婦年金」や「死亡一時金」
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	勤務先か所轄の 社会保険事務所	公務員であれば共済年金の 「遺族共済金」
確定申告	—	4ヶ月以内	税務署	1月1日から死亡日までの 所得税について申告
医療費控除	—	—	税務署	確定申告の際申請する 税金の還付手続き

※手続きに関する詳細は、各申請先へお問合せください

その他に、故人が、JAの「JA共済」、各生命保険会社の「生命保険」、郵便局の「簡易保険」、勤務先などで一括加入している「団体生命保険」などの保険に加入されていないか、証書や領収書を確認しましょう。

◇各種変更の手続き

手続き	内容	期限	申請先	備考
住民票	世帯主変更	14日以内	市役所	世帯主が死亡した場合
電気・ガス 水道	名義変更	早めに	各営業所	—
電話	名義変更	早めに	NTT	—
預貯金	名義書き換え	相続確定後 早めに	JA・銀行 郵便局	故人名義の口座は死亡直後に 入・出金とも凍結される
株式	名義書き換え	相続確定後 早めに	証券会社等	—
不動産	所有権移転登記	相続確定後 早めに	法務局	—

※手続きに関する詳細は、各申請先へお問合せください

その他に、貸付金・借入金があれば権利移転の通知手続き、賃貸等の諸契約があればその確認と名義変更、営業許可・事業免許があれば名義変更を行います。

また各種の名義抹消手続きを行います。

◇相続の手続き

手続き	内容	期限	申請先	備考
相続権	限定承認 相続放棄	3ヶ月以内	税務署	遺言書の有無を確認し、 相続人を選定する
相続税	相続税申告	10ヶ月以内	税務署	協議をまとめ相続同意書、 遺産分割協議書を作成する

※手続きに関する詳細は、税務署へお問合せください

法律上の知識が必要な場合は弁護士、不動産に関しては司法書士、相続税に関しては税理士、と専門家に相談するとよいでしょう。知識のサポートに加え、第三者の冷静な判断が得られます。

《JAいせはら》では顧問税理士・顧問弁護士による税務・法律の無料相談を毎月実施しております。

詳しくは最寄の支所・支店にお尋ねください。

◇JA貯金の相続手続き

手続きの種類	添付(必要)書類
遺産分割前の貯金払戻し請求書	①戸籍謄本・除籍謄本(相続人全員の相続権を確認できる範囲のもの)
	②印鑑証明書(全員のもの)
	③貯金証書・通帳
	④貯金受領書(相続人全員の署名・押印)
遺産分割後の貯金払戻し請求書	①戸籍謄本・除籍謄本(相続人全員の相続権を確認できる範囲のもの)
	②印鑑証明書(全員のもの)
	③遺産分割協議書・貯金証書・通帳
	④貯金受領書(相続人全員の署名・押印)
遺産分割協議後の貯金名義変更届	①戸籍謄本・除籍謄本(相続人全員の相続権を確認できる範囲のもの)
	②印鑑証明書(全員のもの)
	③遺産分割協議書
	④貯金証書・通帳および新名義人の届印
遺言による相続手続依頼書 (遺言執行者用)	①戸籍謄本・除籍謄本(相続人全員の相続権を確認できる範囲のもの)
	②印鑑証明書(全員のもの)
	③貯金証書・通帳
	④貯金受領書(各貯金ごとの受取人署名・押印)
	⑤遺言書
	⑥遺言書検認調書謄本(公正証書遺言を除く)
	⑦遺言執行者選任の審判謄本(裁判所が遺言執行者を選任したとき)
遺言による相続手続依頼書 (特定遺贈・包括遺贈用)	①戸籍謄本・除籍謄本(相続人全員の相続権を確認できる範囲のもの)
	②印鑑証明書(全員のもの)
	③貯金証書・通帳
	④貯金受領書(各貯金ごとの受取人署名・押印)
	⑤遺言書
	⑥遺言書検認調書謄本(公正証書遺言を除く)

詳しくは最寄の支所・支店にお尋ねください。

◇JA共済の請求手続き

手続きの種類	添付(必要)書類
死亡共済金請求	①死亡証明書(JA指定用紙)
	②共済証書
	③戸籍謄本(相続人の範囲の確定には、被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本および各相続人の戸籍謄本が必要)
	④印鑑証明書(受取人が本人の場合、全員のもの)

詳しくは最寄の支所・支店にお尋ねください。